

2025 年 8 月 4 日

各 位

大阪市中心区備後町三丁目 6 番 2 号
株式会社ウィザス
代表取締役社長 生駒 富男

株式等売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社 NSSK-J1（以下「NSSK-J1」といいます。）から、2025 年 8 月 4 日付で、当社の株主の全員（ただし、NSSK-J1 及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を NSSK-J1 に売り渡す旨の請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）及び当社の新株予約権者の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する当社の新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といいます（注）。）の全部を NSSK-J1 に売り渡す旨の請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）の通知を受領し、2025 年 8 月 4 日付の当社取締役会決議により、本株式等売渡請求を承認する旨を決定いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

（注）「本売渡新株予約権」は、具体的には、以下に記載する新株予約権を総称していいます。

- ア 2015 年 6 月 25 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 1 回株式報酬型新株予約権（行使期間は 2015 年 7 月 25 日から 2035 年 7 月 24 日まで）
- イ 2016 年 6 月 24 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 2 回株式報酬型新株予約権（行使期間は 2016 年 7 月 26 日から 2036 年 7 月 25 日まで）
- ウ 2017 年 6 月 23 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 3 回株式報酬型新株予約権（行使期間は 2017 年 7 月 24 日から 2037 年 7 月 23 日まで）

記

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：株式会社 NSSK-J1

住所：東京都港区愛宕二丁目５番１号愛宕グリーンヒルズMORIタワー

2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

NSSK-J1 は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡株式対価」といいます。）として、その有する本売渡株式１株につき 3,237 円の金銭を割当交付いたします。

4. 本新株予約権売渡請求に関する事項

ア 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

イ 本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

NSSK-J1 は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本売渡新株予約権対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権１個につき 1 円の金銭を割当交付いたします。

5. 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2025 年 9 月 8 日

6. その他の本株式等売渡請求に係る取引条件

本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の

前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の交付についてNSSK-J1が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対して本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価を支払うものとします。

以上